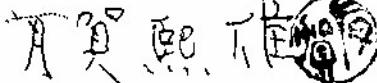


監査報告書

平成18年6月20日

独立行政法人造幣局
理事長 西原篤夫 殿

独立行政法人造幣局

監事 
監事 

独立行政法人通則法第19条第4項及び第38条第2項の規定に基づき、独立行政法人造幣局の平成17年4月1日から平成18年3月31までの業務及び会計に対する監査を行った結果について、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法の概要

業務の監査については、幹部会や理事会、その他の重要な会議に出席するほか、重要な決裁書類を閲覧しました。さらに、年2回にわたって各課長から業務の執行状況を聴取するとともに、本局及び支局において業務及び財産の状況を調査しました。

会計の監査については、契約関係書類を閲覧し、会計監査人から監査の方法とその結果について報告を受け、財務諸表や事業報告書、決算報告書について検討を行いました。

2. 監査の結果

- (1) 業務の運営は、法令等に従って適法に行われていると認めます。
- (2) 貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、利益の処分に関する書類（案）、行政サービス実施コスト計算書は独立行政法人会計基準及び同注解、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準並びに法令に従って作成され、法人の財政及び運営の状況を適正に表示しており、附属明細書は適切に補足説明していると認めます。
- (3) 事業報告書は、業務運営の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 決算報告書は、予算の区分に従って決算の状況を適正に表示していると認めます。
- (5) 会計監査人である監査法人トーマツの監査の方法及び結果は、相当であると認めます。

以上